

議会質問

梶原ときよし

6月議会

一般質問より抜粋

(設置場所の基準)

マイナ保険証の強制をやめさせ！

市民の命と人権を守るう！

個人情報流出多発のマイナンバー制度について、実質的強制をやめるべきではないか。

梶原議員の質問

マイナンバーカードと健康保険証が一体化された「マイナ保険証」において、他人の情報がひもづけられていたというケースが全国で7312件も確認された。マイナンバーと被保険者番号のひもづけを間違えるとカルテが他人のものと取り違えられ、それに基づいて医師が診察や投薬をすることで、最悪の場合は命に関わるために多くの医師がマイナンバーカードと保険証の一体化に反対している。

①自治体で責任を取れないのであれば、ひもづけの実質強制はやめるべきではないか。

②カードがなくても現在の保険証で診察が受けられる体制を守れるのか。

②健康保険証を廃止する際は、マイナンバー

カードがない人でも必要な保険診療が受けられるよう新たに「資格確認書」を交付することが示されています。

マイナカードと健康保険証との一体化に強制的なひも付けを行なつてないのなら、マイナカードを持たない人の保険診療を保証しなければなりません。

市民の不安をあおる政治は言語道断です。

マイナカードと健康保険証との一体化に強制的なひも付けを行なつてないのなら、マイナカードを持たない人の保険診療を保証しなければなりません。

市民の不安をあおる政治は言語道断です。

マイナカードの返納については、本ホームページに方法を掲載することで告知しているほか、窓口で尋ねられたり電話で問い合わせがあつたりした場合にも、口頭で説明、案内するなど適切に対応しています。

返納については、マイナカード交付時に書面で説明するべきで、とても適切な対応とは言えないのではないかでしょうか。

市民部長の質問

保健医療担当部長の答弁

本市では、個人や法人等の自由な活動を条例で規制する場合は、その内容が、公平、かつ必要最小限であるべきと認識しています。本条例案では、経営者の要件、墓地等の設置場所の基準を規定しており、より強い規制は適当ないと考えています。

この答弁により、野志市長が「市民の宗教的感情の適合と周辺住民の利益の確保」より墓地・納骨堂経営者の利潤追求の自由を優先する条例案を目指している事がわかる。

全国を暗躍する墓地・納骨堂コンサルタントに屈した、納骨堂ビジネスの新自由主義であり、通してはならないものです。

また、本市の水問題解決に向けて、いつまでに何をどこまでやるのか具体的に示せ。

総合政策部長の質問

本市は、黒瀬ダムからの分水を最優先に取り組んできましたが、その実現には至りませんでした。現在は特別委員会の中間報告で示された4方策を中心検討を進めているところであり、現時点では具体的なスケジュールをお示しています。また、本市の水問題解決に向けて、いつまでに何をどこまでやるのか具体的に示せ。

2010年に野志市長が就任して最大の公約でしたが、13年経過して破綻を認めました。西条市長が3代交代する中、2017年3月議会で梶原が指摘するまで、西条市へ「水をください」と一度も訪問していないかった野志市長には、初めから「無理でやる気が無かつた」と言っています。反省もせずに責任も取らない政治家には何も期待できません。

梶原議員の質問

面河ダムからの分水を決めるまでもなく過去に渴水時に緊急支援を受けた経緯を含めお礼とお願いの日常的な行動が必要ではないか。

面河ダムからの分水を決めるまでもなく過去に渴水時に緊急支援を受けた経緯を含めお礼とお願いの日常的な行動が必要ではないか。

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例案について、市民の宗教的感情の適合と周辺住民の利益の確保がなされておらず修正が必要ではないか。

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例案について、市民の宗教的感情の適合と周辺住民の利益の確保がなされておらず修正が必要ではないか。

右記のように細則第4条の①には、火葬も土葬（埋葬）も人家との距離規定200メートル以上であつて、かつ、高燃でその付近住民の飲用水を汚染するおそれのない土地でなければならぬ。

②市長は、周囲の状況によって、公衆衛生国道、県道その他重要な道路及び河川との距離が、墓地及び納骨堂にあつては200メートル以上であつて、かつ、高燃でその付近住民の飲用水を汚染するおそれのない土地でなければなりません。

松山市墓地・埋葬等に関する法律（現行の施行細則）

（第4条）

①墓地等の設置場所は、人家、公園、鉄道、国道、県道その他重要な道路及び河川との距離が、墓地及び納骨堂にあつては200メートル以上であつて、かつ、高燃でその付近住民の飲用水を汚染するおそれのない土地でなければなりません。

②市長は、周囲の状況によって、公衆衛生国道、県道その他重要な道路及び河川との距離が、墓地及び納骨堂にあつては200メートル以上であつて、かつ、高燃でその付近住民の飲用水を汚染するおそれのない土地でなければなりません。

右記のように細則第4条の①には、火葬も土葬（埋葬）も人家との距離規定200メートル以上であつて、かつ、高燃でその付近住民の飲用水を汚染するおそれのない土地でなければなりません。

②の但し書きは、例外規定の市長の裁量範囲であり「全てが適応される」という解釈はあります。

右記のように細則第4条の①には、火葬も土葬（埋葬）も人家との距離規定200メートル以上であつて、かつ、高燃でその付近住民の飲用水を汚染するおそれのない土地でなければなりません。

右記のように細則第4条の①には、火葬も土葬（埋葬）も人家との距離規定200メートル以上であつて、かつ、高燃でその付近住民の飲用水を汚染するおそれのない土地でなければなりません。